

## 教員養成教育と法的リテラシー育成のための教材開発

—公民科教育法における「裁判員裁判傍聴」と「模擬評議」を通して—

田 中 暁 龍

### 1. 法的リテラシー育成と教員養成教育における課題

2001年の司法制度改革審議会では、「裁判員制度」の導入を視野に入れた司法教育の充実が取り上げられ、2003年、法務省に法教育研究会が設置され、2004年、法教育研究会は「我が国における法教育の発展・普及を目指して—新たな時代の自由かつ校正な社会の担い手をはぐぐむために—」という報告書を発表した。

そして2004年、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が制定され、2005年、法教育研究会編『はじめての法教育 我が国における法教育の普及・発展を目指して』（ぎょうせい）が発刊され、このことが法教育普及の一つの契機となった。

さらに2006年の教育基本法改正、2009年の裁判員制度導入を経て、2008年に告示された中学校学習指導要領「社会」公民的分野には、「裁判員制度にも触れること」と記され、その解説にも「『法にもとづく公正な裁判の保障』に関連させて、裁判員制度についても触れること<sup>1</sup>」と記され、中等教育の課程で法教育が明確に位置づけられた。

また、2009年に告示された高等学校学習指導要領「公民」においては、「法に関する基本的な見方や考え方を身に付けさせるとともに裁判員制度についても扱うこと」と記され、「『裁判員制度についても扱』（内容の取扱い）い、国民の司法参加の意義を理解させるとともに、刑罰の意義、犯罪被害者の救済や犯罪者の更生に触れるなど指導を工夫することが考えられる<sup>2</sup>」と記され、「裁判員制度」についての理解を深めることが明記されている。

このように、現在、中等教育の公民科において法教育の教材開発をいかに進め、実践的な活動と結びつけていくか、教員養成課程における法教育リテラシー<sup>3</sup>を育成していくこととあわせて検討が必要であり、シラバスやプログラムの充実を図る必要がある。

中等教育段階における法教育の実践については、早くから「裁判傍聴」や「模擬裁判」等の実践について報告がなされている。中学校では、公民館と協力した総合学習授業の一環として、秦野市の中学校で行われた「模擬裁判」の実践が報告されており<sup>4</sup>、中学3年生の社会科で実施した「模擬裁判」についての考察（弁護士をゲスト講師として）も報告されている<sup>5</sup>。高校では、高校生の法意識とそれにもなうフィールドワーク教育を含め

た授業実践を通じて、法教育による規範意識形成のあり方について考察を試み、「裁判員裁判」に関する映像資料を見ながらディベートを行う実践などが紹介されている<sup>6</sup>。

また、教員養成教育においては、「法廷傍聴」を社会科教育法に取り入れた実践がいくつかみられるほか<sup>7</sup>、社会科・地理歴史科教育法の授業に、「裁判傍聴」と史料展示室「見学」の調査・見学を取り入れた法教育の実践が紹介されており<sup>8</sup>、社会科・公民科教育法を学ぶ学生が、「裁判傍聴」や刑務所「見学」などの法関連施設への視察参観の事例紹介とその意義が説かれている。

すでに次期学習指導要領が告示され、中学校学習指導要領解説でも「内容の取扱い」において「裁判員制度についても触れること」と明記され<sup>9</sup>、現行の方向性が継承されている。教員養成教育において、「裁判員制度」を積極的に取扱い、かつ履修学生が法的リテラシー育成のための教材開発について精通する必要がある。

そこで、本稿では、2017年度春学期「中等社会科・公民科教育法Ⅰ」の授業実践（3年生履修者17名）における「裁判員裁判傍聴と模擬評議」を中心に考察し、教員養成教育における法的リテラシー育成のための教材開発の実践を検討してみたい。

## 2. 裁判員裁判の傍聴

図1に掲げたものは、2017年度春学期の「**中等社会科・公民科教育法Ⅰ シラバス(略)**」である。本学の学生が中学校社会科の免許を取得する際には、指導法の履修に関して、2学年で「中等社会科・地理歴史科教育法Ⅰ」（春、2単位）、「中等社会科・地理歴史科教育法Ⅱ」（秋、2単位）、3学年で「中等社会科・公民科教育法Ⅰ」（春、2単位）、「中等社会科・公民科教育法Ⅱ」（秋、2単位）を履修するようにしている。

このシラバスのごとく、第11回目（6/29）に弁護士をゲストティーチャーに迎えて、裁判員制度についての理解を深めることとし、初回の授業において、この第11回目の授業に向けて、4・5月中に「裁判員裁判」の傍聴をし、レポートを作成すること、レポートをもとにグループ討議を行い、「裁判員裁判」についての疑問や中等教育において学習する上での課題についてまとめること、を指示しておいた。そして、円滑な傍聴がなされるように、東京地方裁判所と横浜地方裁判所に関して、ネット上に掲示された「裁判員裁判」を紹介し、計画を促し、2度にわたって東京と横浜の傍聴に際して引率を行った。ただ、裁判員裁判の日程に関しては、掲示のとおり実施されないこともあり、学生が実際に「裁判員裁判」の傍聴をしに行った時に法廷に入れなかった場合や、閉廷されることもあり、その場合には、一般の刑事事件の傍聴を通してレポートを作成するように伝えておいた。

また、「裁判員裁判」の傍聴に当たっては、図2に掲げた「**裁判員裁判を傍聴して（レポート）**」の用紙を事前に配布して事例を示し（この記載は実際に筆者が傍聴を行ったもの）、傍聴のポイントや課題の明示につとめた。傍聴後には、この用紙に記入して提出させ、ゲストティーチャーを依頼する弁護士に事前にコピーを送付した。9・10回目の授業

## 中等社会科・公民科教育法 I シラバス(略)

### 授業概要

1. 社会科教育の成立から今日に至るまでの社会科に関する諸問題について、さまざまな授業論を扱いながら、講義と演習で進めていく。そして、中学校社会科（公民的分野）の目標や内容をとらえて、授業実践についての考察を行う。
2. 私たちが生きている現代社会そのものをしっかりと認識し、社会に生きる人間に対する理解を深めることが求められる。公民分野の教材研究の視点と方法を一人ひとりが研究し、学習指導案の作成などを通して教材内容や授業構成を考える。
3. 授業運営においては、教育現場におけるアクティブラーニングによる授業運営が期待されていることに加え、協働的な学習活動の重要性に鑑みて、学生同士互いの意見交換による学びを大切に授業を進めていくので、積極的に自己の意見や成果物を開示し協働していく姿勢を求めている。

### 到達目標

テーマ 中学校社会科（公民的分野）の指導内容や方法の理解と指導の実践

1. 中学校社会科という科目を、現代社会とのかかわりでその意義をとらえることができる。
2. 社会科教育の方法や中学校社会科の基本的な内容について理解することができる。
3. 授業実践事例を具体的にとりあげ、授業を構成している理論を分析することができる。
4. 中学校社会科の授業に関して、学習指導案を作成することができる。
5. 中学校社会科の授業に関して、作成した学習指導案に基づいて模擬授業を行うことができる。

### 授業計画（略）

- |      |       |                      |                       |
|------|-------|----------------------|-----------------------|
| 第1回  | 4月13日 | オリエンテーション            | ー公民的資質とはー             |
| 第2回  | 4月20日 | 新聞で学ぶ社会科教育の実践1       | ーグループ新聞の作成、論争的課題の発掘ー  |
| 第3回  | 4月27日 | 新聞で学ぶ社会科教育の実践2       | ー新聞学習と表現活動、パフォーマンス評価ー |
| 第4回  | 5月11日 | 戦前の公民教育と教育課程         |                       |
| 第5回  | 5月18日 | 公民教育と教育課程            | ー目標と内容ー               |
| 第6回  | 5月25日 | 教育課程と教材開発1           | ー「私たちと現代社会」ー          |
| 第7回  | 6月1日  | 教育課程と教材開発2           | ー「私たちと経済」「私たちと政治」ー    |
| 第8回  | 6月8日  | 教育課程と教材開発3           | ー「私たちと国際社会の諸問題」ー      |
| 第9回  | 6月15日 | 社会科授業論4              | ー基本的概念「対立と合意、効率と公正」ー  |
| 第10回 | 6月22日 | 社会科学習指導案の作成、電子教科書の活用 |                       |
| 第11回 | 6月29日 | 裁判員制度                | 弁護士をゲストティーチャーに迎えて     |
| 第12回 | 7月6日  | 学習指導案と模擬授業1          | ー導入ー                  |
| 第13回 | 7月13日 | 学習指導案と模擬授業2          | ー展開ー                  |
| 第14回 | 7月20日 | 学習指導案と模擬授業3          | ーまとめー                 |
| 第15回 | 7月27日 | 社会科・公民科教育法のまとめ       |                       |

図1. 中等社会科・公民科教育法 I シラバス（略）

<b>裁判員裁判を傍聴して（レポート）</b> <span style="float: right;">（例）</span>	
傍聴日時（2017年 5月 9日 10時 40分 ～ 11時 45分）	
裁判所・法廷（横浜）地方裁判所（第506号法廷）	
罪状（事件番号）（罪状：強盗致傷）（平成28年(わ)1521号等）（第1回）	
裁判官（3）人、裁判員（6）人、検察官（2）人、弁護士（2）人、書記官1人	
<b>①いかなる事件で何が検証されていたか（事件の概要：傍聴した中でわかる範囲で詳しく説明する）。</b>	
<p>&lt;事件容疑&gt; 2016年7月25日、(被疑者)久保地祐介（神奈川県在住）が、神奈川県在住の(被害者)高齢女性に対して2,000円を強盗し、傷害を負わせた容疑。</p> <p>&lt;検察からの冒頭陳述&gt; 新潟県に在住の時の医師による診断結果について、資料を用いて陳述がなされ（大型モニターにも表示）、被疑者の自閉的性格、人格レベルの低下、統合失調症、薬物療法の様子などが説明される。独居が難しいとのことで、神奈川県のある家族のもとで同居し、その後は川崎市の病院に通院した。</p>	<p>&lt;証人尋問&gt; 被害者の調書を作成した警官南館正太郎氏（証人）に対して、主に検察官より証人尋問が行われた。尋問は主に被害額の特定を行うため、被害者の所持金について、確認がなされた。被害者はこまめにレシートを保存しておく生真面目な性格のため、犯行直前の収入・支出額が明瞭に把握でき、収入50,000円に対して支出が47,000～48,000円で、ほぼ被害額が確定できることとなった。この証言に対しては、弁護士からの反対尋問は無く、検察側の証拠として採用された。</p>
<b>②裁判員裁判がなぜ導入され、裁判員はどのように選任されるのか。</b>	
「裁判員裁判」と検索し、裁判所のHPの情報も参考になります（略）	
<b>③裁判員裁判はどのような事件を対象とし、これを導入することでいかなる効果が期待されているのか。</b>	
（略）	
<b>④裁判員裁判に関して気がついたこと、問題点や疑問点を感じた事＝弁護士の方に質問したいことは何か。特に、裁判員裁判を中学校社会科の授業で扱う上でどのような点が課題となるか（質問したいか）。</b>	
生徒一人ひとりが、「将来、みなが裁判員になる可能性がある。国民が司法に参加することが大切である。」という認識を少しでも持つことが必要だと考えられるが、どのようなことから、興味や関心をもたせていくと良いか。有罪か否かのレベルか、被害者や被疑者の様々な事情を理解することかなど。中学生（または高校生）が裁判所を見学する時のポイントは何か。	
<b>⑤裁判員制度にかかわらず、裁判官や裁判員、検察官、弁護士などの様子を観察し、裁判（制度）そのものについて、弁護士の方に質問したいことは何か</b>	
裁判員となった6人は、おおむね20代女・30代男・30代女・40代男・60代女・70代男という構成であった。当然配慮された構成と思われるが、相互のコミュニケーションはいかに図られるのか。裁判官より「証人に対して質問はありますか？」と促されたが、何も発せられなかった。第1回ということもあり、慣れていないこともあるが、裁判員となったことの戸惑いや内容把握に問題が生じていないのだろうか。また、特に20代の女性の場合、20代前半と考えられ、いかに認識して判決に加われるのか、多少心配されたが、裁判官はどのように考えているのだろうか。	
*②③は傍聴内容とは別に、各自で調査して記述すること。文字はポイントをさらに下げても良いがこの1ページにまとめること。	

図2. 裁判員裁判を傍聴して（レポート）（例）

では、作成したレポートをもとに、4、5人のグループ4つに分かれて傍聴記録をもとに報告をし、相互に討議を行った。討議に当たっては、次のような2つの課題を提示し、「裁判員裁判」についての疑問や、裁判官、裁判員、検察官、弁護士などに関する質問、中等教育における「裁判員裁判」の教材として扱う上での論点などを検討させるようにした。

課題1. 裁判員裁判に関して気がついたこと、問題点や疑問点を感じたこと＝弁護士の方に質問したいことは何か。特に、裁判員裁判を授業で扱う上でどのような点が課題となるか（質問したいか）。

課題2. 裁判員制度にかかわらず、裁判官や裁判員、検察官、弁護士などの様子を観察し、裁判（制度）そのものについて、弁護士の方に質問したいことは何か。

9・10回目の授業において、グループごとに討議を通じてまとめたものを掲げると、次のとおりになる。ここに示されたものは事前に弁護士の方にも送付し、ここに記載されている「裁判官と裁判員のコミュニケーションのあり方」「司法修習生の参加の目的」「(そもそも)裁判における国民の意見の必要性」「裁判の経過」などの疑問点については、当日に説明をいただくことにした。

#### ①グループ

課題1. 裁判員と裁判官の間でのコミュニケーションは、初めは上手くいかないと思う。専門的な知識をもった人と法律に関してほぼ素人の人たちがコミュニケーションをとるために、何か工夫がなされているのか。中学生にとって裁判というのは、非常に難しいイメージがあると思う。裁判員裁判は、将来、生徒も参加する可能性のあるものだ。まずは生徒の興味・関心をひくための授業を行わなければならないと思うが、どのようなことに気をつければいいのだろうか。

課題2. 司法修習生が裁判に参加していたが、彼らは裁判に参加して何をしているのか。そもそも司法修習生とは何か。裁判員制度には国民が参加するが、国民の意見は裁判に必要なのだろうか。

#### ②グループ

課題1. ●裁判員がスライドの証拠資料を後で読むことはできるのか。

●被告の人を弁護する場合、どう意思を尊重して裁判をしていくのか。

●裁判員が情に流されて判決を下すケースはあるか。裁判官・裁判員の列の後ろにいた人たちは誰なのか。裁判員同士で判決が分かれたケースはあるか。あるとすれば、どう判決を収束させるか。

課題2. ●判決を下す時にプロセスの違いがあるのはなぜか。

●捜査の整合性の確認のために、証人もデータを正確に憶えている必要はあるのか。

●現在、冤罪に対する司法の場での対策は存在するのか。

#### ③グループ

課題1. ●裁判員と裁判官の接触の程度はどのくらいか。

- 刑事裁判で無罪になることがあるのか。
- 普通の裁判と比較する裁判の形式を理解させる。

課題2. ● メディアに報じるにあたって注意することは何か。

- なぜディスプレイで映し出すのか。

#### ④グループ

課題1. 裁判員と裁判官の間でのコミュニケーションは、初めは上手くいかないと思う。専門的な知識を持った人と法律に関してほぼ素人の人たちがコミュニケーションをとるために、何か工夫がなされているのか。中学生にとって裁判というのは、非常に難しいイメージがあると思う。裁判員裁判は、将来、生徒も参加する可能性のあるものだ。まずは生徒の興味・関心をひくための授業を行わなければならないと思うが、どのようなことに気をつければいいのか。

課題2. 裁判員裁判に選出された人たちは、規則にのるのも重要だが、もっと積極的に参加しているのではないか。裁判員は、どのタイミングから質問などを始めるのか。裁判員に選ばれる確率はどれくらいあるのか。裁判員に選ばれたら、あらかじめ裁判に関する知識をつけるべきなのか。

学生にとって、授業外に時間を設けて、東京地方裁判所または横浜地方裁判所に自ら出向き、「裁判員裁判」の傍聴を行うことは時間確保の点で困難を伴うが、その意義は大きい。それは現実に社会の諸課題に触れ、司法制度の問題をリアルに感じ取ることができるからである。TVのドラマではなく、目の前に現実として広がる社会の断面を見据え、自己の課題としてとらえるきっかけになってくれたことが学生の会話などからも伝わってくる。

学生が呈した質問は、主に「裁判員裁判」における具体的な裁判の過程のあり方に関心が向けられ、「裁判員裁判」の傍聴の経験がもとになっている。その上で、グループ1から出された「中学生にとって裁判というのは、非常に難しいイメージがあると思う。裁判員裁判は、将来、生徒も参加する可能性のあるものだ。まずは生徒の興味・関心をひくための授業を行わなければならないと思うが、どのようなことに気をつければいいのか。」という点は重要な論点である。今回の模擬評議は、中学生にとってはかなり高度な内容となるもので、いかに中学生の教材として適切な内容におろしていくか、生徒の興味・関心の喚起を大切に授業展開を工夫していくかが重要な課題となる。

### 3. 模擬評議

次に第11回目の授業における「模擬評議」について考察を行いたい。「模擬評議」を行うに当たっては、弁護士の方から提供された「裁判員裁判」を扱ったDVD（1時間程の内容）を、事前に学生の各グループに1枚ずつ渡し、回覧してDVDの鑑賞を行うこととした。その際、次のような注意事項を示して、11回目の授業までに観て、裁判の経緯を把

握するワークシートを配布しておいた（ワークシートも弁護士の方より提供いただいた）。

DVD「殺意と正当防衛が争点となる兄弟間の事件」は、大学生の被告人が兄を刺殺してしまう事件を扱ったものである。兄が日頃から、飲酒を行うと家庭内で暴力を振るうことが多く、時には包丁を振りかざすことも多かった。そうした背景の中で事件が起き、暴力を振るう兄が「殺してやる」と言って、突然花瓶を投げつけてきたので、弟は兄の後頭部を長時間にわたって押さえ続け、口にガムテープを貼って、兄がもがき苦しんでいることがわかってでも継続し、死に至らしめたというものである。

DVDでは、「裁判員裁判」の法廷の様子を映し、まずは冒頭手続として、①人定質問、②起訴状朗読（刑法199条、殺人罪）、③権利告知（黙秘権の説明）、④罪状認否（殺意は無し、理由：正当防衛を主張）のドラマが流され、次に証拠調手続として、①冒頭陳述（弁護人の意見）、②証人尋問（アルバイト仲間、母）、③被告人質問の場面が次々と流れた。

証人尋問においては、アルバイト仲間に対して、被告人が犯行時に「ぶっ殺してやる」と言っていたこと、被告人が兄を憎んでいたと思うか、母親に対しては、どのくらい頭をおさえていたか、本当に殺すつもりはあったか、などの尋問がなされた。

次に論告・求刑が行われ、検察官の論告・求刑として、①被告人の行為には殺意があり、②被告人の動機には、（直前の発言として殺意があった）14年間の被害者の暴力にあったこと、③犯行後の行動として、ガムテープをとって、2階のゴミ箱に捨て、証拠隠滅を行ったこと、④正当防衛は採用されないと判断され、殺人罪の「懲役10年」が求刑された。

一方、弁護人の弁論は、①被告人の行為としてやむを得ない事故であったこと、②被告人の動機は中学2年頃よりの暴力であり、③犯行後の行動は、ガムテープをはずそうと言ったのは母親であったこと、④正当防衛であったことから、無罪を主張した。

(1) 見始める前に、観賞用メモの2～4頁を事前によく読んでください。

①特に、刑事裁判のルールである①証拠裁判主義と②疑わしきは被告人の利益に、の2大原則は裁判のもっとも重要なルールなので、その点に留意をしながら本件の争点を考えてください。

②本件で最初の論点は殺意ですが、法的には「殺意」は「確定的殺意」のみならず「未必的殺意」も殺意とされます（3頁）。未必的殺意が認められなければ傷害致死罪となり、殺人罪と法定刑が変わってきますので、殺意の有無の認定は重要です。

③裁判劇を見ると事件の概要は理解できますが、争点には検討する順序が決まっています。まず殺意の有無を検討し、その次に正当防衛の正否を検討してください（3頁）。

④刑事裁判の流れ（4頁）をよく見て、全体の中でいまどの場面なのかということを確認しながら見てください。検察官、弁護人が行う冒頭陳述、論告・弁論は、いずれも検察官、弁護人の主張です。その主張が証拠によって認められるか否かを判断することになります。証拠から認定できる事実とは何か、その事実に基づく評価、その評価を前提とする主張をそれぞれ分けて考えてください。

⑤資料の内容もよく確認をしてください。一般の裁判では裁判の前に証拠等を見ることは禁止されています（予断排除の原則）が、読んでから視聴でも結構ですので、争点を考える前には必ず確認してください。

(2) 視聴後、模擬評議の準備として以下の作業をお願いします。

①争点ごとに自分の考えた結論をメモする

②なぜそのような結論になったのか、その根拠を箇条書きメモ

どの証拠（書証、人証）のどの点をもとに認定されたものなのかも併せて記載

③②の根拠に対する反論はどのようなものがあり得るか、またその再反論は可能か

前述したように、こうしたDVDを観る時に、別途ワークシートに裁判の経過を記録するようになっているが、その際、上記の枠内のような注意点を事前に読んでおくように指導した。上記の注意点のうち、特に（2）の①～③が重要であり、どのような証拠をもとにして、検察官の主張するとおり殺人罪とすべきか、弁護人の主張とおり無罪とすべきかという点に、特に注意を促しておいた。そして、第11回目（6/29）の授業「裁判員制度」は、おおむね次のABCのような流れにそって行われた。近年は、TVドラマの中で弁護士が活躍するシーンも多く放映されているが、学生自身が弁護士の話を聴く機会がそれほどあるわけではないこともあり、最初は弁護士の仕事について何うことにした（A）。

A 弁護士の仕事についての講話（30分間）

B 「模擬評議」—DVD「殺意と正当防衛が争点となる兄弟間の事件」を鑑賞して—  
4、5人ずつのグループを4、5つ作り、事例案件について、「殺意のみ」または「殺意と正当防衛」の正否について、グループで評議する（40分間）

C 裁判員裁判を傍聴して

- 各自、5月に裁判員裁判を傍聴して、6月に課題のワークシートを作成・提出
- ワークシートをもとに、グループ内で傍聴結果をまとめ論点を提示し、さらには弁護士さんに制度的な質問を行ったり、「裁判員裁判」を中等教育における授業でどのように扱うか、提案または質問する（20分間）。

次に②のごとく、DVDの事件に関する「模擬評議」をグループごとに行い、その評議の結果、図3のように、1グループが「10分間押しつけたこと」「ガムテープを隠したこと」などを根拠に「殺意アリ」として殺人罪を主張し、他の3グループが「殺意はなく」無罪を主張した。

当然ながら、DVDを観るに当たっての注意事項にある「刑事裁判のルールである①証拠裁判主義と②疑わしきは被告人の利益に、の2大原則は裁判のもっとも重要なルール」であることを踏まえることが重要なポイントになるわけだが、兄を殺害したという事件そのものの重大性において、各グループとも大いに悩んだ末の判断を下している。こうした「模擬評議」には、法のリテラシーを高めるとともに、学生たちが教育活動における裁判員裁判を扱う上で、貴重な経験となるものと思われた。



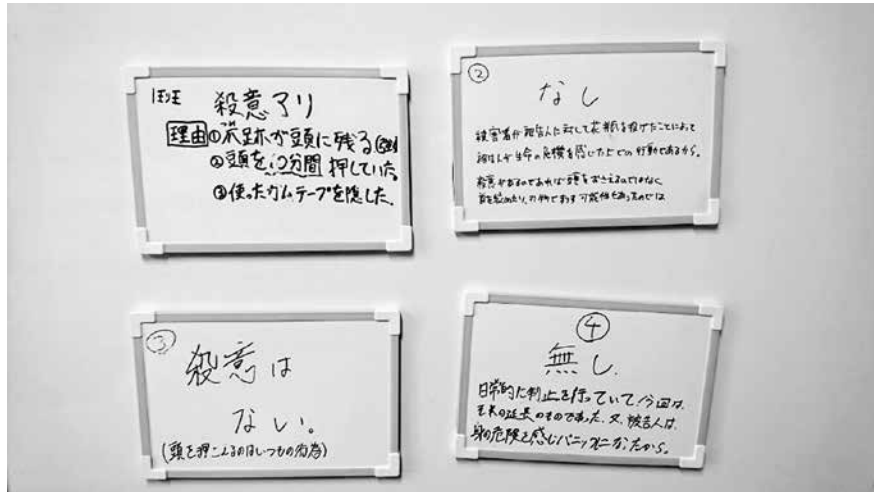


図3. 各グループが行った評議の結果

#### 4. 法的リテラシー育成のための教材開発に向けて

第11回目の授業を終えた後、ワークシートの提出をさせ、紙面の最後に記された「学生の感想」を記すと、次頁のようなものが掲げられる。

まず、A～Dにみられるように、今回の「模擬評議」を通して、良き動機付けになったこと、弁護士を含めて法曹界の人々の職業への理解と、司法に対する理解を深めたことが大きい。「身近に感じる事ができた」「議論をすることが大事」との言葉を大事にしながら教材を考える必要がある。そして、E～Gにみられるように、裁判そのものにおける判断の大切さ、証拠裁判主義の重要性に気づき、「冤罪」の問題に対する理解についても深めることができたことも収穫となった。加えて、「模擬評議」を通じて、学生たちが「協議の大切さ」を感じてくれたことは大きい。また、H～Jにみられるように、「多数決」で決める際の公正さ、裁判に国民の意見を取り入れることの意味をそれぞれ考えてくれたようである。

冒頭で次期学習指導要領との関係に触れたが、こうした「裁判員裁判傍聴」「模擬評議」などを学生に体験させ、そうした体験を通じて中等教育における裁判員制度の学習教材を構想する力量が求められている。今回、「弁護士」という専門家を授業に招き、学生が専門家とその専門的知見に触れたことの意義は大きい。

こうした取り組みを通じて、学生の「裁判員裁判」への理解を促すとともに、中等教育における司法制度の取扱い、教材開発を積極的に推し進める原動力をさらに推し進め、「模擬評議」の方法や学生間の深い討議をさらに充実させていきたいと思う。

- Aさん：弁護士の方がお話をして下さるのは、なかなか機会が無く、より裁判についての実感を学べたと感じる。質問に対して、順応に対応していたので、「話す」というスキルが高いとも思った。
- Bさん：今日、弁護士の方のお話をきいて、今まで教科書で学ぶことしかなかった裁判について詳しく学ぶことができました。実際に弁護士をされている方のお話は非常に貴重で、自分が教師になった際も、機会があればぜひ弁護士の方をお呼びして生徒たちに貴重な体験をさせてあげればなと思います。
- Cさん：弁護士さんが来ていただいたことで、裁判や弁護士という存在がより身近に感じる事ができた。話しの中でDVDの事件の見解も聞くことができ、自らの見解との違いもあり、おもしろかった。質問等にも答えていただきとてもためになった。
- Dさん：弁護士会などがあり、そこで作った動画などを使うとよいことが分かりました。意見が分かれた時は、議論をすることが大切。
- Eさん：裁判の時に、あくまで被告人の発言や検察官の発言は個人の考えであるということを入れないといけないと思いました。教える時にも、内容や注意すべき点が多くてわかりやすくできるような工夫していかなきゃいけないと思いました。
- Fさん：実際に弁護士さんから様々なことを教えていただきましたが、……また冤罪についてのお話も授業後個別にいただき、ありがとうございました。今回得ることができたこの知識を近い将来私が教える子どもたちにフィードバックできるように、より一層司法の面での知識を蓄えていかなければと再認識することができました。
- Gさん：あの裁判で決めなければならないことは、量刑を被告人の殺意の有無を問っていた。人の心情を物的証拠から導き出すことは、とても難しいことであり、またそれで判断して良いのか疑問にも思った。
- Hさん：多数決で決めるとき、決して多い方が正しいとは限らない。その点でも協議をする場合は、全員納得するまで行う。人の命や人生がかかっている裁判だからこそこの考えだと感じた。裁判員制度は、人民の考えを司法に取り入れていくための制度だという事が理解できた。
- Iさん：少し時間が少なかったと感じました。私たちが裁判員裁判を授業で取り組む際、合っているか、合っていないかよりも、どうしてそう考えたのか、それまでのいきさつが大事とおっしゃっていたので、授業で取り組む際は、生徒の意見をきいて、そこからどうして思ったのか、と深くさぐっていくような行動を心がけようと思いました。もう少し先生の体験談をきいてみたいと思ったけど、個人情報のようなものがあると思ってきけませんでした。実際に現場で働いている弁護士さんの話をきけて、ますます裁判員裁判や裁判自体を身近に感じる事ができました。
- Jさん：裁判所は、民衆とほど良い適切な距離感を保ち、主観的・感情的ではなく、客観的・合理的な意見や証拠を元に、人を裁いていることを実感した。中学・高校で

模擬裁判などを授業に取り入れて行う場合には、生徒の客観的思考力などの「思考・判断・表現力」を高めることが出来ると考えた。

## 注

- 1 『中学校学習指導要領解説 社会編』（日本文教出版、2008年、111頁）。
- 2 『高等学校学習指導要領解説 公民編』（教育出版、2010年、15頁）。
- 3 矢吹香月「『法教育』の意義と課題—司法制度改革における『法教育』と道德教育・公民教育との比較—」（『岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要』22号、2006年）は、「法的リテラシー」を、先行研究をもとに「学校教育にける重要な基礎的能力・資質を、より法的なものに密接に関連付けながら育成していく能力」だと記している。
- 4 藤澤政義「実践事例 中学生による模擬裁判 —裁判員制度を考える」（『月刊公民館』608号、2008年）。
- 5 松下奈美子・石橋健一「中等教育における実践的な公民科教育方法—模擬裁判を通じたPBL教育の在り方—」（『名古屋産業大学論集』24号、2014年）。模擬裁判による学習効果を高めるためには事前の準備学習が不可欠だと指摘されている（大友秀明・仁瓶剛「シティズンシップ教育としての法教育の実践と課題—模擬裁判の授業—」（『埼玉大学教育学部教育実践総合センター紀要』13巻、2014年）。また、模擬裁判に関しては、そのシナリオも学校教材という視点からみると改善の余地が多いことが指摘されている（三浦朋子「司法制度改革の進展を背景とした学校教育の現状と課題—法務省作成教材『ルール作り』と『模擬裁判』の事例を通じて—」（『千葉大学教育学部研究紀要』60号、2012年）。
- 6 阿部英之助「高校公民科教育における社会意識と法教育の実践」（『和歌山大学教育学部教育実践総合センター紀要』24号、2014年）。加納隆徳「アメリカ及びオーストラリアの法教育教材の分析」（『日本高校教育学会年報』16号、2009年）は、高校における法教育の教材に関する研究であり、アメリカとオーストラリアの刑事法に関わる法教育の教材を分析している。
- 7 太田正行「教職課程『社会科教育法』における法教育の実践—法廷傍聴を取り入れた授業事例」、同「『社会・地理歴史科教育法』における法教育実践—東京地裁裁判傍聴と法務史料展示室見学を实践して—」（『教職研究』29号、2016年度）。
- 8 宮崎真由・林大悟・茅島路子・岡本裕一郎「大学教育における法関連施設参観とその意義—裁判傍聴・刑務所見学等を手掛かりに—」（玉川大学文学部『論叢』56号、2015年）。坪井龍太「法教育に関する一考察 —高等学校公民科における憲法教育の充実を目指して—」（『法学新報』117、2011年）は、教員養成課程において、刑事事件における無罪推定の原則を理解させることが重要であることを説いている。小牧美江・田實美樹・古川百合香「法教育としての消費者教育に関する研究（3）—学修内容と指導方法の提案—」（『消費者教育』34冊、2014年）は、中学校・高等学校の社会科・公民科・家庭科での「法教育としての消費者教育」の学修内容と指導方法の試案とその提案方法を紹介している。
- 9 「中学校学習指導要領解説 社会編」（文部科学省、平成29年6月）145頁。  
[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_\\_\\_icsFiles/fieldfile/2017/08/24/1387018\\_3\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/___icsFiles/fieldfile/2017/08/24/1387018_3_1.pdf)